パテント・プール及び問題分析

張平*

一. 「クールノーの複占」理論とパテント・プールの出現

競争的な観点から言えば、多くの特許技術 を握ったものが容易に市場を押さえることが でき, 特に情報産業分野では多くの特許技術 を掌握している企業が市場のメインプレイ ヤーとなる。特許による市場独占は伝統的な 市場独占より更に明確である。多くの企業は 創造意欲を有しており、たとえ十分な特許を 保有していたとしても,一,二社の企業で市 場を独占することは難しく,一つの産業連鎖 の中では企業間の提携はすでに必然的なもの である。関連企業は競合先とでさえ一致協力 しなければならない場合もあり、ユーザーの 認知度を高め、産業全体の発展を促すため、 異なる領域で努力を行っている。事実、各大 企業は、独占は自らに大きな利益をもたらし 得るものの、もし特許を単に独占して同業他 社とシェアしなければ自らの発展を制約する ことにもなりかねず、業界全体の発展速度を 下げる可能性さえある、ということをすでに 意識している。特許を所有する企業は、知的 財産権のライセンスや知的財産権の成果を業 界と共に享受し、業界団体や基準を制定する 様々な団体に積極的に参加しなければならず、 これらの活動を通じて同業者との間で知的財 産権をシェアしている。それにより特許のク ロスライセンスや共同ライセンスという経済

学的なベースが生み出されている。独占経済 学的な視点から言うと、特許の共同ライセン スは「クールノーの複占(the copper-zinc duopoly)」理論の応用である。

「クールノーの複占(the copper-zinc duopoly)」理論は「クールノーの仮定」と も呼ばれ、独占経済学の重要理論の一つであ る。その基本原理は,二種類の独占が相互補 完的であり、それ故に一方はもう一方の独占 に助けられなければその製品をうまく利用す ることができず、製品の価格を決めることが できない、ということである。例えば、黄銅 の製造工程では赤銅と亜鉛が必要原料である。 もし仮に、甲という者が所有する赤銅と乙と いう者が所有する亜鉛のみを供給源としてい たとする。そうすると、生産企業としての丙 は単純に黄銅製品をどの程度生産するかを事 前に決定することができない。なぜならば, 丙の黄銅の生産量は赤銅と亜鉛の供給量に よって決定されるからであり、丙はその販売 価格も決定することができない。同時に、独 占的な供給企業の甲と乙も最終製品である黄 銅の生産量を単独で決定することができない。 なぜならば、もし仮に甲が利益を得るため、 いたずらに赤銅の販売価格を引き上げる、ま たは赤銅の供給量を削減したとすると、乙が 供給する亜鉛の価格がどんなに廉価で、また 供給量がどんなに多くとも, 黄銅の生産量は 赤銅の供給量と価格の制限を受けなければな らないのである。逆もまた然りである。ここ では製造業者の丙の地位が最も受動的である。 甲または乙の内, 任意の一社が彼に供給を行

^{*} 北京大学法学部/知的財産権学院

わなければ、丙は製品を生産することができない。が、同時に、もし甲と乙がこれについての暗黙の密約を行わなければ、単独の一方だけでは最大の利益を得られない。最も極端な例としては、仮に甲または乙の内の任意の一方が原料の供給を拒んだ場合、丙は生産ができず、甲と乙の内のもう一方も何らの利益を得ることができない。

以上は二つのことを説明している。その一つは、製造業者である丙は原料の独占者である甲と乙の内の任意の一者から制約を受ける。二つ目は独占的供給者の地位にいる甲と乙は暗黙の密約を交わさなければ自らの利益を最大化することができない、ということである。

特許について言うと、技術の進歩により特 許技術も益々多くなっており、一つの製品を 生産するために多くの中核的特許技術(また は「必須特許技術」「基本的な特許技術」と 呼ばれる)が用いられる可能性がある。これ らの特許権者は上述の例の「甲」と「乙」で あり、この製品を生産する製造業者は上述の 例における「丙」である。これらの製造企業 がもしこの製品を生産したい場合, 特許権者 から特許の授権を得なければならない。この 授権を、アメリカの学者はそのイメージから 「特許入場券 (Patent ticket) の入手」に喩 えている。特許権者から授権を受けることは, この製品を生産するための入場券を「買う」 ことであり、それによりようやく合法的な生 産が行えるのである²。このような one by one式のライセンスは、ライセンサーとライ センシーの交渉コストを増大させることから, 特許権者は最良のライセンス方式を模索した。 即ち、パテント・プールである。「パテン ト・プール (Patent Pool) |、「パテント・ ポートフォリオ (Patent Portfolio)」,「パテ ント・プラットフォーム (Patent platform)」 等, 用いられる呼称は異なるが, 実際は各大 企業の特許を一つに統一, 集合して対外的に ライセンスするものである。

二. パテント・プールの分類と特性

パテント・プールとは二人ないしはそれ以上の特許所有者が合意により多数の必須特許を集合して第三者に対し一挙にライセンスする経営方式であり、通常、ある種の技術標準に基づいて存在する。例えば、EUのDVB標準の「必須パテント・プール(Essential Patents Pool)」、3G標準における「必須パテント・プラットフォーム(Essential Patent Platform)」、MPEG-2標準における「必須パテント・ポートフォリオ(Essential Patent Portfolio)」である。名称は異なるものの、それらの定義はある製品に対して集合した多くの必須特許であり、企業間のその他の経営提携と同様に、製品の技術構成上に統一的な対外ライセンス政策を構築している。

パテント・プールは「開放型」,「閉鎖型」 及び「複合型」の三つに分類することができ る。

所謂「開放型」パテント・プールとは、特許権者が連合して第三者に対し共同で特許ライセンスを行うものを指し、「閉鎖型」パテント・プールとは特許権者の間で特許クロスライセンスを行うが、外部に対しては特許ライセンスを行わないものを指す。「複合型」パテント・プールは先に述べた二つの型を統合したものであり、クロスライセンスをし、尚且つ対外的にもライセンスを行うというものである。

パテント・プールは、主に「特許の藪 (patent thicket)」の存在により形成されたものであり、一つの製品に存在する「特許の藪」を三つの類型の特許に分割することができる。即ち、妨害特許、補完特許、競合特許3である。

先行発明の基本特許 (dominant patent) と当該特許を改良した後に生まれた従属特許 (subservient patent) とは相互制約的,相互 依存的であり,相互に特許を妨害 (blocking patent)しており、後者の実施には前者のライセンスが必要で、前者と切り離された後者は発展できない。異なる特許権者が同一技術(製品)中の異なる必須パテント・ポートフォリオから形成される特許を独立して所有している場合、これらの特許は補完特許(complementary patents)である。この種の特許関係を持つ特許の間には一種の「共存共栄、一蓮托生」の関係であり、もし互換特許の所有者間に提携関係が無ければ、当該技術の発展は阻害されるであろう。競合特許(competing patent)とは市場において相互に競合する製品または方法が用いた特許技術を相互に入れ替えることができるものを指す。

原則的には、パテント・プールにおける特許は必須特許(essential patent)でなければならず、各必須特許の間には一種の垂直関係があり、共同してある製品に必要な特許を構成し、代替できる特許はパテント・プールの要素となってはならない。必須特許はすでにパテント・プールのライセンスや標準技術ライセンスの反独占審査の重要な一部となっており、その必要性は以下に表れている。第一に、当該技術は必要不可欠であるため、その他の特許技術または非特許技術では代替できないことである。第二に、当該特許とそれに対応する製品または方法は直接的な関係があるということである。

この他、パテント・プールの元来的な必須 特許技術は往々にして新たな特許技術により 代替されるため、パテント・プールには一定 のダイナミズムがあり、これによっても技術 の先進性が保持されているのである。

現在、パテント・プールに対する比較的イメージ的、通俗的な呼称は「特許の池」である4。多くの特許権者は必須特許を一つのプールの中に一緒に入れ、プールに入った特許を統括管理することができる。パテント・プールは技術管理面において各方面に利益を生むだけでなく、標準体系の技術力と標準体系における技術レベルを測る指標でもある。

一般的に言って、パテント・プールに入る企業はプール(pool)の中の全ての特許を研究や商業活動に用いることができ、プールにある全ての特許に対して単独のライセンスを必要とせず、ライセンスフィーの相互支払いさえも必要としない。プール外の企業は統一ライセンス証によってプールの中の全ての知的財産権を自由に利用することができる。このようにすれば、プールの中の特許権者は協議のためのコストを大きく削減することができ、またプール外の使用者もその特許を利用するコストを節約することができる。

三. パテント・プールの制限競争分析

パテント・プールには、妨害的な特許を排除し、取引コストを抑え、訴訟リスクを下げる等の競争を促進する効果があるが、それ自身が連合的行動の性質を持つことから、技術標準の普及がもたらす強大な市場占有率と結びついて競争を阻害するというマイナスの機能を本来もっている。パテント・プール方式は特許権者の「発明」の産物であるので、どうしても特許権者側の利益に有利となるであるう。

「経済人」としての特許権者は自らの最大の利益を追求するのが本質であり、その最大の表れがライセンスに競争制限条項を設けることである。例えば、ライセンシーの転売価格、販売地域、使用範囲を制限したり、ライセンシーに一括ライセンスを受け入れるように要求したり、ライセンシーの原材料購入ルートを制限する等である。具体的な競争制限条項は以下の面に現れる。

1. 非必須特許の抱き合わせ販売

パテント・プール中の特許は本来的には全 て必須特許でなければならないが、企業がパ テント・プールを構築する際に意図的または 無意識に必須ではない特許や無効な特許をパ テント・プールに混入させることがあり、ラ イセンシーにそれらの受け入れを強要する。

一般的に、パテント・プールがすべて必須 特許で構成されていれば、合意した各当事者 が市場においてどのような地位にあろうが, このようなパテント・プールは理に適ってお り、当然ながら、ライセンスを受ける条件が 独占禁止法に抵触する可能性はある。この 「必須」という概念を判断するには二種類の 方法がある。一つは,「技術的に必須」, 即ち, 当該特許がパテント・プールがライセンスす る範囲内で生産された製品の標準と直接的に 関連している必要性である。もう一つの判断 方法は「商業的に必須」、即ちある一つの技 術を実際に応用する際の必要性である。標準 に合致する製品を生産するためには、この特 許を侵害する可能性もある。「実際の応用性」 とは実践において妨害性特許⁵を分離するた めのコストと利益により分析しなければなら ず,ある妨害性特許を切り離すために非常に 大きなコストを投入する必要がある場合,こ の妨害性特許は実際的な応用から言うと必須 特許である。

必須特許にはダイナミズムがある。即ち、ある一つの標準を推進するプロセスにおける中核的特許は時間の経過により変化する可能性がある。プールが構築された後、代替特許と補完特許が開発されうることを考えると、「必須」であるか否かの判断は継続されるであろう。プール構築後に新たな第三者による特許が出現すれば、「必須」ではなくなる特許もあるであろう。このように第三者が確実に排除されないための方法とは、すでに必須ではなくなっている特許をプールされている特許から排除することである。

既存のパテント・プールの中で「純然たる」 必須特許だけで構成されているものは少なく、 相当のパテント・プールには期限切れ特許、 無効特許、「地域的な瑕疵」特許や「ゴミの ような特許」のようなものさえ含まれている。

2. ライセンスフィーの合理性

ライセンスフィーはパテント・プールライ センスにおいて重要な問題である。既存のパ テント・プールにはそのほとんどに次のよう な原則がある。即ち、先ず、ライセンス フィーは製品の数量により計算し、製品販売 価格の一定のパーセンテージでは計算しない。 ライセンスの費用と製品市場価格変動は無関 係である。次に、ライセンスフィーの計算は ライセンスを得て使用した特許の回数に基づ いてなされるのではなく, ライセンスに含ま れる特許の数量の増減によって変化するわけ でもなく、ライセンス特許を一回使用しても 何回も使用しても同一のライセンスフィーを 支払わなければならない。このような原則は パテント・プールを実質的に細かく編まれた 一枚の大きな網のようにしており、その一角 に引っかかってしまうと、生産・販売する製 品がパテント・プールの中のある一つの特許 に関係づけられ、パテント・プールを一体と して設定されている価格を根拠に費用計算さ れてしまう。

多くのパテント・プールによる同時課金にも合理性の問題が存在する。例えば、磁気ディスク製造業者に対し、通常はMPEG、DVD3C、DVD6C等のパテント・プールのライセンスを得ることが要求されるところ、一つ一つのパテント・プールのライセンスフィーは合理的であるが、三者を合計したものが合理的であるかは疑問である。

パテント・プールは妨害性特許と補完性特許のみを含まなければならず、競合性特許または代替性特許は含んでいてはならない。代替性特許の連合を通じ、連合経営体が価格固定のメカニズムの役割を果たし、最終的にはその特許を用いた技術またはサービスの価格を吊り上げている可能性がある。それ故に、必須ではない特許をパテント・プールに一旦組み込んでから確定するライセンスフィーはどうしても不合理である。

3. 価格の限定

パテント・プールに関わる価格限定の大多数は独占理論研究で述べられる水平的価格制限行為に属する。垂直関係の中で発生する価格制限である,例えば製造業者が卸業者や小売業者に対して行う価格制限は、パテント・プールライセンスモデルの中ではほとんど見られない。パテント・プールライセンスモデルにおける水平的価格制限は通常、相互競争関係を有する特許権者がパテント・プールの 構築を通じ、相互間の競合関係を無くし、単独の一方による特許使用料よりも高いパテント・プールのライセンス価格をライセンシーに対して受け入れるよう求めるものである。この種の価格制限行為の反競争的効果は明らかである。

4. パテント・プールの拡張及びその影響

パテント・プールが生まれると、他のライセンサーと他の必須特許がそのパテント・プールに継続的に参入する可能性がある。これらのライセンサーと必須特許が新たにパテント・プールに加わっても、すでにライセンス証の合意書に署名したライセンシーの特許費用は増加しないことが多い。つまり、ライセンシーは新規の必須特許を無償で使用し得る。但し、ライセンス証の有効期限が切れた後、パテント・プールのライセンス価格は上がる可能性がある。

5. グラント・バック条項

「グラント・バック」とは知的財産権のライセンスにおいて、ライセンシーがライセンサーの技術によりなされた改良をライセンサーが再使用することを許諾することを指す7。パテント・プールのライセンスにはグラント・バック条項が含まれることが多い。

グラント・バック条項は独占的グラント・ バック条項と非独占的グラント・バック条項 に分けられる。独占的グラント・バック条項 とはライセンスにおいてライセンシーの技術 に対する改良につき独占的にライセンサーの 使用を許諾し、第三者の使用への許諾を禁ず るというものである。非独占的グラント・ バック条項とは、ライセンスにおいて、ライ センシーの技術に対する改良につきライセン サーの使用を許諾するが、第三者の使用のた めのライセンスを与えることを制限しないも のを指す。

グラント・バック,特に非独占的なグラン ト・バックは、競争による積極的な効果を生 じ易くする。非独占的グラント・バック条項 は独占的グラント・バック条項と比較して反 競争の効果は少ない。グラント・バック条項 は契約の両当事者に共同でリスクを担わせ, ライセンサーが契約に関係する技術を基礎と して更に研究開発に対する投入を行うことを 支援するので,新たな創造が促進される。反 面, グラント・バック条項も競争を制限する 可能性がある。ライセンサーはグラント・ バック条項によって市場における自分の力を 強化し、ライセンシーは当該技術の改良をラ イセンサーに譲渡しなければならないので、 発明に対するインセンティブを失うため、ラ イセンサーの競合者が減る可能性ある8。

6. 創造への影響

如何なる事象にも全て二面性がある。特許制度は創造を奨励し、技術の普及を促進する面で重要な機能を果たしているが、「特許の藪」問題の出現により技術の発展を一定程度妨害してしまう。ある学者は技術の発展をピラミッドの構築に喩えている。基礎と前提になる既存の技術が多ければ多いほど、より多くの新技術が後に開発される。もしこれらの技術がすべて特許により保護されていれば、如何なる新技術の開発と利用にも大量のライセンスがさらに必要となり、このことは明らかに技術の発展と応用に不利である。

7. 特許の地域的な制約

パテント・プールにおける必須特許は米国,

ヨーロッパ, 日本, 中国等の異なる国々に分 布しており、特許授権の地域性に基づき、地 域毎に特許の保護と利益分配が行われている。 米国で授権を得ていない日本の特許は、米国 の市場における利益を享受することができな い。だが、一旦これらの特許がパテント・ プールに含まれれば、日本の特許権者は米国 の市場のパテント・プールがもたらす巨額の 使用費を一部享受できるかもしれない。もし 米国で授権を受けていない日本特許の特許権 者がパテント・プールに入ることで他の競合 相手国に打撃を与え、米国市場の特許収益を 得られるようになるとしたら、パリ条約で確 立された地域性原則はどこに存在することに なるのだろうか?現在の主要なパテント・ プールの発展状況から考えると、利益配分に おいて特許の地域性を取り除くという、この ような矛盾の結果が深刻になっている%。

パテント・プールがもたらす制限競争の問 題は、それが誕生した日から非常に重要視さ れてきた。各国の独占禁止法や知的財産権ラ イセンス契約の審査制度はどれもこの問題を 解決することができるが、複雑な法手続きと 高価な弁護士費用と特許戦略的な地位の差異, 情報入手面での不利等の要因により, ライセ ンシーがパテント・プールの不合理性を排除 することを相当困難にさせている。海外にお いて独占禁止訴訟を起こすことは更に難しい。 そして、パテント・プールの各当事者は「玉 石混交」的なやり方を故意に用いて, 本来は 簡単に便利に用いられるべきパテント・プー ルを益々複雑なものにしている。独占を構成 する可能性のリスクを明らかに知りながら, 利益を求めて群がっている。彼らは、多くの 弱いライセンシーが正義を取り戻すには「無 力」であると見通しているのである。

パテント・プールは諸刃の剣である。競争 を促すプラスの作用もあるが、競争を阻害す る可能性の疑いもある。特許権者を十分に保 護すると共に、特許独占を防止する有効な法 的措置も必要である。中国は現在、尚、技術 輸入国の立場におり、多くの分野で大量の特許ライセンスが存在している。海外の既存のパテント・プールは中国企業の国際競争参入を阻害し、すでに中国の発展に影響を与えている。中国はできるだけ速やかに知的財産権の独占禁止制度を整備すべきである。

付属:中国法における知的財産権独占禁 止規定

中国では現在,知的財産権専門の独占禁止 立法が行われておらず,他の関連法律法規や 司法解釈における個別の条項に散見されるの みである。

1. 契約法

契約法第三百二十九条では「技術を非合法に独占,技術進歩を阻害または他者の技術的成果を侵害する技術契約は無効である」と規定している。最高人民法院は「技術契約紛争事件審理の適用法律における若干問題に関する解釈」10の第十条の中で契約法のこの条項について更に解釈を行った。

第十条:以下の情状は,契約法第三百二十 九条にいう「技術の違法独占,技術進歩の妨 害」に該当する。

- (一) 当事者の一方が契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限,または改良された技術の使用を制限するまたは,双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求する,相互利益とならない技術譲渡,当該改良技術の知的財産権を無償で独占または共有することを含む。
- (二) 当事者の一方がその他の出所から技術 供与側に類似した技術またはそれと競争関係 にある技術の取得を制限する場合。
- (三) 当事者の一方が市場のニーズに基づき、合理的な方法によって契約の目的である技術を十分に実施することを妨げる場合。これには受け入れ側が契約の目的となっている技術を実施して生産する製品または提供するサー

ビスの数量,種類,価格,販売ルート及び輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。

- 四 受け入れ側に、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入及び不必要な人員の受け入れを含む。
- (五) 技術受け入れ側の原材料, 部品, 製品 または設備等の購入ルートまたは購入先を不 合理に制限する場合。
- (六) 技術の受け入れ側が契約の目的である 技術の知的財産権の有効性に対する異議申し 立てを禁止するまたは異議申し立てに条件を 付ける場合。

2. 反不当競争法

反不当競争法第12条,15条に規定される,抱き合わせ販売や談合行為に関する法律規範を知的財産権のライセンスにおける競争制限行為に適用することができる。第2条の原則条項もパテント・プールのライセンス行為に用いることができる。

3. 中華人民共和国対外貿易法11

第三十条 ライセンス契約における知的財産権の有効性に対する疑義をライセンシーが提起することを阻害する、強制的な一括ライセンスを実施する、ライセンス契約において排他的な譲渡条件等を規定する等の行為内の何れかの行為を知的財産権の権利者が行い、尚且つ、対外貿易の公平な競争秩序に危害を加えた場合、国務院の対外貿易主管部門は必要な措置を講じ危害を取り除くことができる。

第三十二条 対外貿易取引活動において, 独占禁止に関する法律,行政法規等の規定に 違反して独占行為を行ってはならない。

対外貿易取引活動において実施された独占 行為で,市場の公平な競争を害すものは,独 占禁止に関する法律,行政法規の規定に拠っ て処理する。

前項の違法行為で、対外貿易秩序を害する ものは、国務院の対外貿易主管部門が必要な 措置を講じ危害を取り除く。 第三十三条 対外貿易取引活動において、 不当に廉価販売された商品、談合入札、虚偽 広告の公表、商業的贈賄等の不当競争行為を 行ってはならない。

対外貿易取引活動において不当競争行為を 行ったものは,反不当競争に関する法律,行 政法規の規定に拠り処理する。

前項の違法行為で対外的貿易秩序に危害を 及ぼすものは、国務院の対外貿易主管部門が 当該経営者の貨物、技術輸出入等を禁止する 措置を採り危害を取り除くことができる。

4. 中華人民共和国技術輸出入管理条例

第二十九条 技術輸入契約には下記の制限 的な条項が含まれていてはならない。

- (一) 譲受人に対して、不必要な技術、原材料、製品、設備またはサービスの購買を含む技術輸入に必要不可欠でない付帯条件を受け入れるように要求する。
- (二) 特許権の有効期限満了または特許権の 無効が宣告された技術に対して譲受人に使用 費の支払い、または関連する義務を負担する ように要求する。
- (三) 譲渡人から提供された技術を譲受人が改良することを制限する,または譲受人が改良された技術を使用することを制限する。
- 四 譲受人が譲渡人により提供された技術 と類似する技術,またはそれと競合する技術 を他の出所から取得することを制限する。
- (五) 譲受人による原材料, 部品, 製品また は設備の購入ルートまたは出所を不合理に制 限する。
- (六) 譲受人の製品の生産数量,品種または 販売価格を不合理に制限する。譲受人が輸入 した技術を利用して生産した製品の輸出ルー トを不合理に制限する。

5. 中外合弁企業法実施条例12

第四十条 本条例で謂う導入技術とは、合 弁経営企業が技術移転方式を通じ、第三者ま たは合弁経営者から必要な技術を取得するこ とを指す。

第四十一条 合弁経営企業が導入する技術

は適切で、先進的なもので、その製品は国内 における顕著な社会経済効果利益か国際市場 における競争力を備えていなければならない。

第四十二条 技術移転合意を締結する際, 合弁経営企業は独立して経営管理を行う権利 を維持しなければならず,且つ本条例第二十 六条の木知恵を参照し,技術譲渡側から関連 資料の提供を求めなければならない。

第四十三条 合弁経営企業が締結した技術 移転合意は、認可のために認可機関に報告申 請されなければならない。

技術移転合意は下記の規定に合致しなければならない。

- (一) 技術使用費は公平で合理的でなければ ならない。
- (二) 双方が別途合意している場合を除き, 技術譲渡側は技術譲受側がその製品を輸出す る地域,数量,価格に制限を行ってはならない。
- (三) 技術移転合意の期限は通常10年を超 えない。
- 四 技術移転合意期間満了後,技術譲受側は継続して当該技術をしようする権利を有す。
- (五) 技術移転合意を締結した双方は、改良 技術の相互に交換する条件は対等でなければ ならない。
- (六) 技術譲受側は自らが適切であると考える出所から必要な機器設備,部品,原材料を購入する権利を有する。
- (七) 中国の法律,法規に禁止されている不 合理な制限性条項を含んではならない。

中国の知的財産権独占禁止に関する現行の 規定は、異なる部門の法に散見され、系統性、 完全性が乏しい。特許ライセンスが構成する 競争制限条項に対する規制は主に民事面から 出発しているため、公法が経済に関与する力 と効果には反映され得ない。司法解釈の面か ら考えると、特許ライセンスの制限条項に対 する規制も断片的で、処理方法も民事的であ る。このため、中国におけるパテント・プー ルの競争制限条項に関する規制は国際的に通 用している法にも合っておらず、中国が国際 競争に参入するための必要性をほとんど満た すことができない。

注

- 1 本論におけるデータと資料の一部について は北京大学法学部在籍の陶中怡, 郭偉紅のサ ポートを受けた。ここに謝意を表す。
- 2 See Carl Shapiro Navigating the Patent ticket:Cross Licenses, Patent Pools,and Standard-Setting, Berkeley Technology Law Journal, 24 March, 2000.
- 3 Patent pools and the Antitrust Dilemma, Steven C.Carson, Yale Journal on Regulation,1999,16Yale J. on Reg. 359
- 4 英文の「patent pool」は[訳注:中国語で]特許連合経営、パテント・プール、特許同盟、特許経営実体等と訳される。
- 5 特許は二種類の方式を通じて「妨害性」を 具備し得る。第一は,従属特許で,例えば技 術の改良を通じて取得された特許は,法律に 基づくと,当該特許の実施は主特許に対して 侵害を構成する。第二に,もし合法的な従属 特許が無く,主特許が商用的価値が全くない ものに変化しうる場合(例えば,改良により 生産活動のコストがより節約でき,尚且つそ の製品が商業的に成功をすることができる), 合法的な従属特許であっても「主特許」を妨 害し得る。このような状況が起きた場合,こ れら二種類の特許を「相互妨害」と呼ぶこと ができる。[米国] Jay Dratler, Jr.著,王春 燕等訳『知的財産権ライセンス』(下),清華 大学出版社,2003年,737ページを参照のこ
- 6 M. Howard Morse ,Partner, Drinker, Biddle&Reath, LLP, Prepared Testimony of Cross-Licensing and Patent Pools, April 17,2002, available at http://www.gtwassociares.com/alerts/FTCDJHEARINGS.htm
- 7 米国『知的財産権許諾反独占指針』第5, 6条。
- 8 王先林著『知的財産権と反独占』,第300ページ,法律出版社,2001年。
- 9 日本向けではない輸出製品であるため、日本の特許を侵害し得ない中国のDVD製造業者が支払った特許費は大部分が日本の特許権者に分配されている。但し、特許の地域性により、もしこれらの製品が米国市場にのみ輸出され、この特許費の分配を受ける資格を持つ者は中国の特許(製造権)、米国特許(輸

入権, 販売権) の権利者のみである。実質, 6C連盟は米国、ドイツ、スイス等、大多数 の欧米発展国が持つ特許はそのパテント・ プールの中で描いたほど多くなく, 中国大陸, 台湾等の地域が所有している特許は更に非常 に少ない。そして中国のDVD製品の生産, 輸入, 販売, 販売許諾等の活動もまたほとん ど全てが中国大陸, 台湾, 欧米等の地域で発 生している。このような状況で、中国企業が DVDの産業連鎖において全世界の特許権者 に対して絶大なる部分の特許費を負担するよ う迫られるのは、極めて不公平である。魏衍 亮『'DVD課金事件'から見る企業の知的財 産権戦略』, 天極ネット, 責任編集, 崔麗 [2004-07-26 10:31] http://www.chinabyte. com/news/416/1834916.shtmlを参照。

- 10 2004年11月30日,最高人民法院審判委員 会第1335回会議にて可決され,2005年1月 1日より施行。
- 11 1994年5月12日第8回全国人民代表大会常務委員会第7次会議にて可決され,2004年4月6日第10次全国人民代表大会常務委員会第8回会議で改正され,同年7月1日に施行が開始された。
- 12 1983年9月20日,国務院公布,1986年1 月15日,1987年12月21日,2001年7月22日 改正。